

新宿区教育委員会会議録

平成27年第2回定例会

平成27年2月6日

新宿区教育委員会

平成27年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成27年2月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時31分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	菊 池 俊 之	委 員	古 笛 恵 子
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 松 尾 厚

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
教 育 調 整 課 長	木 城 正 雄	教 育 指 導 課 長	横 溝 宇 人
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	山 本 誠 一
統 括 指 導 主 事	早 川 隆 之	統 括 指 導 主 事	小 林 力
統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏	文 化 観 光 課 長	橋 本 隆

書記

教 育 調 整 課 調 整 主 査	高 橋 美 香	教 育 調 整 課 教 管 理 係	高 橋 和 孝
-------------------	---------	-------------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第 1 第 8 号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 9 号議案 平成 26 年度新宿区一般会計補正予算（第 8 号）（案）に関する意見について
- 日程第 3 第 10 号議案 平成 26 年度新宿区一般会計補正予算（第 9 号）（案）に関する意見について
- 日程第 4 第 11 号議案 平成 27 年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について
- 日程第 5 第 12 号議案 自己情報非開示決定に対する異議申立てに対する決定について
- 日程第 6 第 13 号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

### 報告

- 1 平成 27 年度区立幼稚園の学級編制について
- 2 新宿区立新宿歴史博物館特別展「新宿に縄文人現る」の開催について
- 3 平成 26 年度図書館を使った調べる学習コンクールの実施結果について
- 4 平成 27 年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて
- 5 その他

---

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから、平成27年新宿区教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議には松尾委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員によりしくお願いします。

○今野委員 はい、わかりました。

○羽原委員長 なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての説明、報告を受けるため、地域文化部文化観光課長に御出席していただいております。

本日の進行につきましては、初めに日程第6、第13号議案の説明を受け、審議した後、報告2の報告を受け、その後、日程第1、第8号議案に戻って順次進行するものといたします。

---

◎ 第 8号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見  
について

◎ 第 9号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第8号）（案）に関する  
意見について

◎ 第10号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第9号）（案）に関する  
意見について

◎ 第11号議案 平成27年度新宿区一般会計予算（案）に関する意見について

◎ 第12号議案 自己情報非開示決定に対する異議申立てに対する決定について

◎ 第13号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

◆ 報告2 新宿区立新宿歴史博物館特別展「新宿に縄文人現る」の開催に  
ついて

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第8号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見  
について」、「日程第2 第9号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第8号）

（案）に関する意見について」、「日程第3 第10号議案 平成26年度新宿区一般会計補正  
予算（第9号）（案）に関する意見について」、「日程第4 第11号議案 平成27年度新宿  
区一般会計予算（案）に関する意見について」、「日程第5 第12号議案 自己情報非開示

決定に対する異議申立てに対する決定について」、「日程第 6 第13号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」を議題といたします。

○**教育長** 第 9 号議案、第10号議案、第11号議案については、平成27年度第 1 回区議会定例会で審議を予定している案件でして、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いしたいと思います。

また、第12号議案は、審議の過程において申立人の個人の特定につながるおそれがあるため、本議案につきましても非公開による審議をお願いしたいと思います。

○**羽原委員長** ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

第 9 号議案、第10号議案、第11号議案及び第12号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○**羽原委員長** 御異議ございませんでしたので、第 9 号議案、第10号議案、第11号議案及び第12号議案を、非公開により審議するものとします。

それでは、第13号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、第13号議案について御説明させていただきます。

「第13号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」でございます。

今回、(1)として新宿区指定文化財の指定が 3 件、そしてもう 1 枚おめくりいただきますと、(2)として新宿区登録文化財の登録が 7 件となっております。内容の詳細については、文化観光課長から御説明させていただきます。

○**文化観光課長** それでは、まず指定案件、3 件を御説明いたします。

資料をごらんください。

まず、①、②でございますが、こちらは西早稲田 3-16-24 にあります亮朝院というお寺の本堂及び七面堂です。亮朝院は、江戸時代の初期、正保 4 年、1647 年に身延山久遠寺から近隣の七面山にゆかりのある七面明神像を授かり、現在の戸山付近に土地を拝領したことが起源でございまして、徳川家の祈禱寺ともなっておりました。その後、現在の西早稲田に移転をしたものでございます。

まず、①の本堂でございますが、こちらは江戸の終わり、嘉永 3 年、1850 年に建築をされ、日蓮上人像を安置しているものでございます。続きまして、②七面堂のほうは、本堂より少

し前の建築になります。天保5年、1834年に建築をされまして、中に七面明神像等を祭っております。①本堂、②七面堂、いずれの建物も区内では希少な江戸時代の寺院建築でありまして、阪神・淡路大震災を契機に改修等を実施しておりますが、保存状態はおおむね良好で、当時の面影をよく残しており、特に重要な建造物であると認められているものでございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、③の中井御霊神社の狛犬です。

こちらは、区内では最も古い狛犬で、正徳5年、1715年に当時の下落合村の氏子により奉納されております。写真の左側、「阿形」は角を持たない獅子の形を呈しております。右側の「吽形」、こちらは角を有する狛犬の形を呈しているものでございます。この狛犬が載っております台座ですが、この台座に施主名、あるいは奉納年月日等が記されておまして、中井地域の信仰、あるいは地域と中井御霊神社のつながり等を証明するような文化財でもあり、重要な石造品と認められているものでございます。

続きまして、次のページにお移りください。

登録7件についての案件でございます。

まず、西応寺の梵鐘でございます。

須賀町11番4号にございます。江戸時代以降の梵鐘は、太平洋戦争時に供出されたことから、区内には数が少なく、本件を含めて13の梵鐘が現存しているにとどまっております。本件は、そのうちの12件目に当たるものでございます。正徳2年に鑄造されたものでありまして、江戸時代の鑄物師の鑄造技術を知る資料として、また梵鐘に書かれております銘文からは、寺の歴史等を知ることができる大変貴重なものでございます。

続きまして、登録の2件目でございますが、木造七面明神半跏像及び宮殿でございます。

本件は、先ほど指定のところで御説明をさせていただきましたが、西早稲田亮朝院の七面堂に祀られております本尊と、その本尊、木造七面明神半跏像を納めております宮殿でございます。亮朝院創建時に、身延山の久遠寺から七面明神を授かり、七面堂を建て安置したものでございます。特にその納められている宮殿は、意匠・仕上げ等、建築としても大変にすぐれていると御指摘をいただいております。したがいまして、今回、本尊及び宮殿を1つのセットといたしまして、登録をするものでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、③の木造妙見菩薩立像及び宮殿でございます。

本件も、亮朝院、こちらも七面堂に祀られている妙見菩薩立像と、それを納めております宮殿が対象となっております。妙見菩薩立像は、北極星を神格化したものでございまして、日蓮宗では法華経の守護神として信仰されております。妙見菩薩は、商売繁盛ですとか、あ

るいは家内安全の神といたしまして、江戸時代、庶民の間で広く信仰を集めてまいりました。先ほどの②と同様に、立像及び宮殿を1つのセットとして登録するものでございます。

続きまして、④の木造諏訪大明神坐像及び宮殿でございます。

本件も、亮朝院の七面堂に祀られているものでございます。亮朝院創建当時は、この境内に諏訪社という社が別に建っておりまして、その本尊として安置されていたものと考えられております。その後、諏訪社の廃絶に伴いまして、境内の七面堂のほうに移されたものと推定をされております。当時の神仏混淆の時代を示す資料として貴重なもので、こちらも立像及び宮殿を1つのセットとして登録をするものでございます。

続きまして、ページをお移りいただきまして、⑤、⑥、⑦とございます。こちらの3件は、いずれも庚申塔でございます。

庚申塔は、江戸時代の間、庶民の間ではやった庚申講の人たちが建てた石塔でございます。庚申講ということをご説明いたしますと、人の体内にいたると言われている三尸虫という虫が、庚申の夜、60日に1回来るといふようになっておりますが、庚申の夜に、神にその人間の悪事を報告しに行くと言われていたことから、それを避けるために、この三尸虫を滅するため、その日は夜通しお勤めを続け、それを3年間にわたりまして62日ごと、18回行い、願いがかなった際に建てられた、そういうふうには言い伝えられております。

現在、新宿区内には、42基の庚申塔が現存をしております。そのうち、4件は既に指定文化財として指定済みでございます。今回は3件を登録するものでございます。

そのうち、⑤全龍寺の庚申塔でございます。

こちらは、写真の中央部分に主尊が彫り込まれておりますが、阿弥陀如来像を主尊とするもので、区内では阿弥陀如来像を主尊とするものは、これ1基でございます。台座には、大変小さくて見にくいのですが、庚申塔の特徴である三猿、いわゆる「見ざる、聞かざる、言わざる」が、一番ちょうど正面の下のところになりますが、ここに刻まれております。

次に、⑥の慈雲山観音寺の庚申塔でございます。

本件は、地藏菩薩像を主尊としております。この地藏菩薩像を主尊とするものは、区内で2例というもので、これも珍しいものでございます。この庚申塔、銘文には「庚申三年一座」との文字が刻まれておりまして、「庚申待」の達成年限を示したものが確認をされております。

次に、ページをめくっていただきまして、⑦、下落合二丁目の庚申塔でございます。

こちらは、道路上、路傍に立つ庚申塔で、大変珍しいもので、この路傍に立っているもの

は、区内で唯一のものでございます。青面金剛像を主尊としております。この庚申塔の主尊としては、青面金剛像が一番多いものかというふうに認識をしております。こちらも見にくくなっておりますが、やはり特徴であります三猿、「見ざる、聞かざる、言わざる」が刻まれております。写真では明らかに読むことができませんが、右の側面には「左ぞうしがや道」、左の側面には「右ばば下道」との銘文が刻まれておりまして、当時の道しるべも兼ねていたことがわかります。

以上、庚申塔3件、いずれも登録とするものでございます。

2番の決定後の取り扱いでございますが、本教育委員会におきまして御審議の後、決定していただきました上では、告示を行いまして、所有者に指定書等を交付し、説明板を設置いたします。その後、広報しんじゅく、あるいはパンフレット、ホームページ等で広く区民等に紹介をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、再度13号議案をごらんください。

提案理由でございます。

新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき新宿区指定文化財に指定し、及び同条例第7条に基づき新宿区登録文化財に登録するためでございます。よろしくお願いいたします。

○羽原委員長 それでは、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

それでは1つ、イロハを教えてください。

指定と登録の区分はどういうことになりますか。

○文化観光課長 指定文化財につきましては、条例上の文言でいいますと、特に重要なものということになってございます。登録につきましては、重要なものということで、そのいろいろな資料に基づきまして、文化財保護審議会にて御審議をいただいた上で、そちらのほうで決定をしていただく、そういうような手続を踏んでおります。

○羽原委員長 保存経費など、経費等の扱いはどうなるのですか。

○文化観光課長 指定文化財につきましては奨励金として定額の1万円、これは毎年出るものでございますが、それにプラスして修復等にかかりました費用の50%を上限として区長が定めた額を補助金として交付できます。登録のほうは、奨励金がございますので、修復等にかかった費用の50%を上限とする補助金のみでございます。

○羽原委員長 ありがとうございます。



ほかに御質問ございますか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第13号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 第13号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告2の報告を受けます。

事務局から御説明ください。

○文化観光課長 それでは、新宿区立新宿歴史博物館特別展「新宿に縄文人現る」の開催について、御説明をさせていただきます。

本件につきましては、昨年1月の本教育委員会にて御報告させていただきました市谷加賀町二丁目遺跡の発掘の調査結果についての展示会という位置づけでございます。

平成24年11月に市谷加賀町二丁目で見つかりました縄文人にスポットを当てまして、その全身骨格の初公開をするとともに、こちらの骨格をもとに復元した復元像、あるいは当時、発掘調査によりまして掘り出された縄文の土器、石器などを展示するものでございます。これらの展示を通じて、あるいは最新の科学結果、科学分析によりまして明らかになりました縄文人の食生活やルーツなども幅広く紹介して、新宿の文化を広く発信していくものでございます。

催事名は、記載のとおりでございます。

概要といたしまして、まず展示会のほうでございますが、主な展示は出土されました人骨、こちらのほうは約5000年前、縄文時代中期のものでございます。並びに、その人骨から推定して復元をいたしました復元像、当時の縄文土器、石器、腰飾等、約50品でございます。また、展示会にあわせて記念講演会等のイベントも、記載のとおり予定をしているところでございます。

特別展の会期、開館時間、休館日、記載のとおりでございます。

会場は、歴史博物館の地下1階の企画展示室になります。

観覧料、主催者等につきましては、記載のとおりでございます。

周知の方法ですが、2月25日号の広報しんじゅくに紹介をいたします。また、区のホームページ、Oh!レガス、レガスのホームページ、ポスター掲出等を予定してございます。

参考までに、本特別展のチラシを2枚目に添付をしております。

3枚目には、A3判でチラシを添付してございます。右上のほうに小学校配布用と記してございますが、こちらは、区立の小学校に配布をさせていただきまして、各クラスの掲示板等に掲載をお願いしているところでございます。

特に今回は地域に結びつく展示会ということですので、区立の中学生、あるいは小学生、小学生の低学年では少し内容的に難しいところもございますが、5・6年生には理解ができるように、展示にも工夫を図っているものでございますので、ぜひ多くの小・中学生にもお越しいただけるように、このようなチラシも作成をしてございます。

なお、展覧会、3月8日からでございます。3月7日の日には、内覧会を予定してございます。後ほどこの内覧会のほうは、各委員の皆様方に御案内を発送いたしますので、ぜひお時間があれば足をお運びいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○羽原委員長 ありがとうございます。

報告2について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

NHKの方が書いた新宿縄文人の本は結構おもしろく、わかりやすく読みましたけれども、江戸東京博物館のこの縄文人の展示は、少し寂しい展示だったなと思えました。今度は新宿でやるわけですから期待しています。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 それでは、ほかに御質問なければ報告2の質疑を終了いたします。

ありがとうございます。

それでは、第8号議案の説明をよろしく願います。

○教育調整課長 それでは、第8号議案の御説明をいたします。

第2回教育委員会定例会議案概要をごらんください。

「第8号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」でございます。

若干補足いたしますと、地方公共団体の職員の定数につきましては、地方自治法第172条等により条例で定めると規定されてございます。これを受け、新宿区職員定数条例が定められているところでございます。定数条例につきましては、新宿区の区長部局の職員及び行政委員会の事務局と職員の上限を定めてございまして、教育委員会に属する職員について事務局職員、図書館及び教育センターの職員を教育委員会の事務局の職員、そして学校に所属

する区職員、例えば用務主事等でございますけれども、及び幼稚園教育職員を教育委員会の所管に属する学校の職員と区分してございます。

なお、区立の小中養護学校の教職員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、都道府県の条例で定めるとされてございます。

議案概要の概要になりますが、教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員の定数を変更するものでございます。

表をごらんください。教育委員会の事務局の職員、現行123人を1名増しまして124人、それから教育委員会の所管に属する学校職員につきましては、現行165人のところを5人減の160人と規定するものでございます。

その内訳といたしましては、就学援助事務に係る過員措置が1名ございました。また、学校警備の短時間再任用化のいわゆる退職不補充による減として5人減となっております。

施行期日が平成27年4月1日でございます。

第8号議案のほうごらんいただきまして、おめくりいただきますと新旧対照表がございませぬ。右側が現行と左側が改正（案）ということで、今申し上げた内容のところは斜線で改正になるといったものでございます。

それでは、第8号議案に戻っていただきまして、提案理由でございませぬ。

教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員の定数の変更内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

よろしく御審議、お願いいたします。

○羽原委員長 第8号議案について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 特にございませぬね。

それでは、討論及び質疑を終了いたします。

第8号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 第8号議案は、原案のとおり決定いたしました。

ここで恐縮ですが、傍聴人の方は御退席ください。

午後 3時12分再開

○羽原委員長 以上で、本日の議事を終了いたします。

- 
- ◆ 報告1 平成27年度区立幼稚園の学級編制について
  - ◆ 報告3 平成26年度図書館を使った調べる学習コンクールの実施結果について
  - ◆ 報告4 平成27年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて
  - ◆ 報告5 その他

○羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告第1、報告第3及び報告第4について一括して説明を受け、質疑を行います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○学校運営課長 報告1の平成27年度区立幼稚園の学級編制について、御報告申し上げます。

これにつきましては、平成27年1月15日に入園承認日とともに学級編制が固まりましたので、その報告でございます。

まず、表をごらんください。3歳児でございます。一番下でございますように、学級数は11クラス、定員は187名、1月15日現在の予定園児数は178名でございます。187名の定員に対しまして、178名でございますので、充足率といたしましては95.1%でございます。ちなみに、昨年は96.8%でございますので、微減といったところでございます。

続きまして、4歳児でございます。4歳児の一番下の計欄でございますように、14学級、定員420名、予定園児数が246名でございます。学級数としては、昨年とも同様の14学級です。定員充足率といたしましては、58.57%でございます。昨年は66.7%でございますので、8ポイントほど減少してございます。昨年度を比較すると34名の減でございます。

続きまして、5歳児でございます。5歳児につきましても、学級数は14学級、定員は420名、予定園児数は296名でございます。昨年は15学級でございました。減った理由につきましては、戸塚第一幼稚園の休園に伴う部分が含まれております。昨年度に比べて5名の減でございます。定員充足率は70.4%でございます。昨年は69.3%でございます。学級数は減ったにもかかわらず、定員は減ったわけでございますけれども、結果として充足率は1ポイント上昇してございます。

全体の合計でございますけれども、39学級の定員1,027名に対しまして、予定園児数が720名でございます。合計での充足率は70.1%でございます。ちなみに昨年は72.1%で2ポイントの減といった状況でございます。

なお、欄外の米印にありますように、先ほども少し触れさせていただきましたが、戸塚第

一幼稚園の4歳児学級の募集をいたしました。27年1月15日の入園承認日の時点で応募者がゼロ名でございましたので、休学級となります。ですので、平成27年度につきましては、戸塚第一幼稚園は4歳児学級、5歳児学級ともに休学級となるため休園となる次第でございます。

以上が区立幼稚園の学級編制でございます。

○中央図書館長 それでは、報告3でございます。

平成26年度「図書館を使った調べる学習コンクール」の実施結果につきまして、御報告いたします。

図書館を使った調べる学級コンクールは、資料に記載がありますように、近年、教育現場で求められている「自己解決能力の育成」といったことを地域の公共図書館として支援していく取り組みでございます。公益財団法人図書館振興財団が主催しているものでございます。今年度におきましては、地域コンクールと全国コンクールというように区分してございます。

①の資料の項番の平成26年度結果の①でございます。

地域コンクールでございますが、地域図書館ごとの地域に区分してございまして、区内8地域で表頭に参加校数が小・中・高の別、それから応募作品数が小・中・高の別、表彰作品数が館長賞、優秀賞、奨励賞という区分でございます。

参加校数につきましては、区立以外の私立等の小・中・高も含まれている数でございます。応募作品につきましては、合計で3,655作品。表彰作品につきましては、359作品の表彰となりました。これらの入選作品を②の第18回全国コンクールに推薦したところでございます。

全国コンクールは、25都道府県の57市区町村、都合64団体、新宿区は8地域、8団体の扱いでございます。

全国の応募作品総数が5万7,070作品、うち入選が合計で1,038作品でございます。このうち新宿区72作品が入選をいたしました。入選、賞といたしまして、日本図書出版協会賞が1作品、優良賞がゼロ、奨励賞が7作品、佳作が64作品、合計72作品でございます。

これらの取り組みにつきましては、4月から各区立図書館から学校への事業説明、広報、学習支援等を行いまして、昨年9月19日に締め切りまして、最終審査が10月26日、そして11月16日に地域コンクールの表彰式を行いました。全国コンクールの結果発表は、本年の1月14日でございます。

裏面に参考として地域コンクールのこれまでの参加校数・応募数の推移、それから表彰作品数の推移を掲載してございます。新宿区におきましては、21年度、地域図書館2館から始

まりまして、今年度は全館で実施し、参加校数、応募作品数、入賞数ともに過去の最高を記録しているところがございます。来年度におきましても、引き続き取り組んでいきます。

以上でございます。

○羽原委員長 報告4についてお願いします。

○学校運営課長 報告4の平成27年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて報告させていただきます。

繰り上げに当たっての基準につきましては、現時点での国私立入学予定者数や転出予定者数などを想定しまして、これから入学式までの間に転入者があったとしても、定員70名を超えない数として2学級、67を基準といたしました。今回の特徴につきましては、この表をごらんになっていただくとわかりますように、9校中1校を除いて全員繰り上げとなっております。繰り上げができなかった学校は、余丁町小学校の1校のみでございました。

余丁町小学校がなぜ繰り上がらなかったかというところは、様々ありますけれども、まず学区の入学予定者の人数が、昨年同時期に比べまして20名ふえています。という中で、しかしほとんど移動が見られませんでした。国私立の入学者が出て、空きがでたとしても転入者で埋まるなど、結果的に70名という数が動かなかったということで、補欠の繰り上げはできませんでした。

また、各校別につきましては、ここにありますように津久戸小学校では、抽選時で補欠登録者21名、1月30日現在で補欠登録者が17名、入学予定者が48名であるため17人全員を繰り上げることができました。

愛日小学校においても同様に、抽選時の登録者18名、1月30日時点では13名、入学予定者が52名であるため、13の全員を繰り上げることができました。

同様に、牛込仲之小も抽選時の補欠登録者は13名、1月30日時点では1名でございますので、補欠で1人を繰り上げることができました。

余丁町小につきましては、先ほど申し上げましたように、抽選当時は16名ございましたが、1月30日時点で補欠登録者が10名に減っております。ただし、先ほど申し上げましたように学区内の入学予定者が71名だったため、残念ながら10名の繰り上げはなりませんでした。全員それぞれの指定校ということになります。

四谷第六小学校は、抽選時の補欠登録者は4名、1月30日時点では補欠登録者2名、入学予定者は41名であるため、2人を繰り上げることができました。

戸山小学校につきましても、抽選時の補欠登録者は12名で、1月30日時点で10名、入学予

定者が57名であるため、補欠登録者全員を繰り上げることができました。

戸塚第一小につきましては、抽選時の補欠登録者は3名、1月30日時点で4名、入学予定者は63名であるため、4人全員繰り上げることができました。

落四小につきましても、抽選時に3名、1月30日時点で1名、入学予定者は61名であるため、1人を繰り上げることができました。

最後に、柏木小学校でございますけれども、抽選時に8名、1月30日時点で6名、入学予定者は50名であるため、6名全員を繰り上げることとさせていただきます。

今後につきましては、この2学級編制で70人の児童数を定員としておりますので、70名を超える場合には学級数をふやし、3学級編制とする予定でございます。

○羽原委員長 それでは、報告1について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

これを見ると3歳児が4歳児になり、4歳児が5歳児になると、ほとんどの園は定数に満たないまま、特に今度、定員を20人とかということになると、3歳児はさらに入る可能性が減ってくるというようなことになれば、結局、大ざっぱに言うと戸塚第一幼稚園的な趨勢になっていくのかと。このことは、つまり3歳児から4歳児でふえるのは市谷、花園、淀橋第四、牛込仲之幼稚園。それから、4歳児から5歳児だと、牛込仲之、落合第三幼稚園ぐらいで、それが全体に持ち上がりになっても、子どもの数がふえない限りはどんどん減ってくる。そうすると、いわゆる後で触れる確保数というような、定数がふえて及ばないから休園というような措置になると、この先、財政的には喜ばしいかもしれないが、区民の側からいうと先細っていく、この大変さがあるわけです。それは数字の問題じゃなくて、各家庭の問題に還元して物を考えると、この学級編制の数とはとにかくとして、後の問題としては、また戸塚第一幼稚園と早稲田幼稚園のときと同じような悩ましさが出てくると、この数字だけを見ても、そんな印象を受けます。とりあえずそこまで、印象として申し述べるにとどめます。

御意見、御質問どうぞ。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 報告第3のほうへの質疑に移りたいと思います。御意見、御質問どうぞ。

これは結果としてですから、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○羽原委員長 では、報告4について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○菊池委員 これは抽選対象校の繰り上げ状況ということですが、ここに載っている学校以外は抽選対象校ではなかったということですか。

○学校運営課長 委員のおっしゃるとおりです。

○菊池委員 不思議なのは、この定員にも満たない人数なのに、なぜこちらが抽選対象校になって、ほかの学校がどうだったのかわからないのですが、なぜこれらの小学校が抽選対象校になったのでしょうか。

○教育長 要するに、70名を超えているところはほかから入れられず、余裕がある学校が9つあった。ほかの学校は受け入れる余裕がないので、抽選対象校にはならないということです。

○菊池委員 わかりました。ありがとうございます。

○羽原委員長 ほかに報告4について御意見、御質問ございますか。

[発言する者なし]

○羽原委員長 特になければ、報告4の質疑を終了いたします。

次に、報告5、その他ですが、事務局から何かございますか。

○教育調整課長 特にございません。

○羽原委員長 以上で、報告事項を終了いたします。

---

### ◎ 閉 会

○羽原委員長 以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 3時31分閉会